

御嵩町立保育所等老朽化対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 御嵩町立保育所等の老朽化に伴う施設の整備について、効率的で効果的な保育所運営が実施できるよう調査を行い、計画的な施設整備の方針について検討することを目的として、御嵩町立保育所等老朽化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 御嵩町立保育所等の施設整備の方針に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による者
- (3) 児童福祉に関する活動を行う者
- (4) 保育所入所児童の保護者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、児童福祉を担当する課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

(準備行為)

3 町長は、この訓令の施行の前においても、この訓令の施行に関し、必要な準備行為をすることができる。